

## 指名停止措置業者情報

令和3年7月29日公表

措置開始日	措置終了日	有資格業者名	本店所在地	登録区分	措置要件	措置事由
令和3年7月29日	令和3年11月4日	株式会社エネテック大阪	大阪府堺市	建設工事	要綱第2条第1項 別表19(5)	建設業法第28条第3項の規定により営業停止処分を受けた。